平成22年(2010年)第1回 箕面市国民健康保険運営協議会資料

2010年1月 箕面市 市民部国保年金課

【目次】

報告案件

- . 大阪府内のH2O年度の状況
- 1.収支状況
- 2.保険料の収納率
- 3.保険料の状況

. 平成21年度の状況について

- 4.本算定と収納状況
- 5.収納対策(臨戸訪問)
- 6.収納対策(コールセンター、口座振替)
- 7.延滞金について
- 8. 点検業務の強化・納付利便性の向上
- 9. 広報·啓発

諮問案件

- . 平成22年度の保険料について
- 10.政令改正への対応について
- 11.保険料率(案)について
- 12.世帯別の保険料の比較
- 13.所得階層別の保険料の比較
- 14.医療費の状況

その他案件

- . 障害者減免の見直し状況について
- 15. 障害者市民施策の基本的な考え方
- 16.障害者市民施策の全体像
- 17.平成21年度の障害者減免の状況
- 18.障害者減免の見直し案

1. 収支状況

累積赤字の状況

(1人あたりの多いもの順)

	,				
	1	保険者名	,	人口1人あたり の累積赤字額	累積赤字の額
				(万円)	(億円)
1	門守阪	真	中	4.5	57.7 36.2
2	守	Н	屯	2.5	36.2
3	阪	南	市	2.5	14.4
1 2 3 4 5		南 面 原	市	2.2	14.4 26.9 23.6
5	松	原	帀	1.9	23.6
6	泉	大 津	中	1.9	14.4
7	高	石	屯	1.7	10.2
8	柏	原	巾	1.6	11.9
6 7 8 9	美 松泉高柏大藤	大 津 石 原 阪 井 寺	市市	1.4	23.6 14.4 10.2 11.9 363.7 8.8 36.8 24.8 7.9 11.6 68.5 37.7 6.2 3.9 17.4 8.2
10	藤	井 寺	市	1.3	8.8
11	吹	田	市	1.1	36.8
12	寝	屋川	ゥ	1.0	24.8
13	摂	津	市	1.0	7.9
14	大	屋 川 津 東	市	0.9	11.6
11 12 13 14 15	堺		巾	0.8	68.5
16 17 18 19 20	吹寝摂大堺東池泉高岸	大 阪	市	0.8	37.7
17	池	田 南 槻	ゥ	0.6	6.2
18	泉	南	市	0.6	3.9
19	高	槻	市市市	0.5	17.4
	岸	和田	市	0.4	8.2
21	枚	方	규	0.3	12.6
22	枚八豊	方 尾 中 泉	市市	0.3	7.7
23	豊	中		0.2	7.9
21 22 23 24 25	和	泉	市	0.2	3.8
25	河	内長野	市	0.2	2.3
26 27 28	交	野	市	0.0	0.3
27	大	阪 狭 山	市	0.0	0.0
28	茨	木 塚	市	0.0	0.0
29	叫偏	塚	市	0.0	0.0
29 30	富	田林	市	0.0	0.0
31	四	條 畷 佐 野	市	0.0	0.0
31 32	四 泉		市	0.0	0.0
33	羽	曳 野	市	4.5 2.5 2.5 2.2 1.9 1.7 1.6 1.4 1.3 1.1 1.0 0.9 0.8 0.8 0.6 0.6 0.5 0.4 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.0 0.0 0.0 0.0	12.6 7.7 7.9 3.8 2.3 0.3 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0

人口は、H21.3.31現在

一般会計からの繰り入れ状況 (1人あたりの多いもの順)

	保険者名			人口1人あた りの負担額	一般会計から の繰入額	被保険者 1人あたり 保険料
				(万円)	(億円)	(万円)
1	大	阪	卓	6.9	172.2	8.6
2	大	東	卓	6.6	8.2	9.1
3	門	東真	ψ	6.1	7.9	8.7
2 3 4 5	大 大 門 羽	曳 野	市	5.2	7.9 6.1	8.9
	箕	直	市	6.1 5.2 4.2	5.2	9.1 8.7 8.9 8.9
6	豊	中	市	3.5	2.9	9.9
7	高	槻	ψ	3.4	13.1	8.8
8	茨	木	巾	3.4	9.0 11.7	9.8
9	茨 寝 柏	屋 川原	市	3.3 3.2	11.7	10.6
10	柏	原	市	3.2	/ 6	9.8 10.6 9.5
11 12	摂	津	中	3.2 2.9	2.3 11.7	9.9 8.7
12	枚	方	市	2.9	11.7	8.7
13	八	尾	市	2.8	7.5	9.2
14	東	大 阪	屯	2.5	12.1	9.9
15		和 田	市	1.9	6.5	9.0
16	池	田	市	1.9	3.4	9.8
17	吹	田	ψ	1.4	1.1	8.8
17 18	泉	大 津	市	1.4 1.3	1.3	9.1 9.4
19	和	泉	巾	1.2	2.4	9.4
20	堺		市	1	0.6	10.0
21	泉	佐 野	市	0.7	0.8	8.8
22	富	田林	市	0.7	0.9	9.6
23	河区	佐野田林 日林 り長野	市市	0.5	0.3	9.7
24	松	原	市	0.5	0.4	9.3
25	峘	石	市市	0.4	0.3	9.7 9.3 9.4
26	藤	井 寺	市	0.3	0.3 1.3 0.1	10.4
27	泉	南	市	0.3 0.2	1.3	8.3
27 28	交	野	市	0.1	0.1	9.2
29	阪	南	市	0.1	0.1	9.8
30	貝	塚	市	0	0.0	10.4 8.3 9.2 9.8 9.8
31	守 四		ļ	0	0.0 0.0	8.7 9.2
32	四	條 畷	市	0	0.0	9.2
33		反狭山	山市	0	0.0	10.7

人口は、H21.3.31現在

2.保険料の収納率

- ・収納率の高い方から、年度計は3番目、過年度は2番目、現年度分は13番目でした。
- ・現年度分について、33市のうち31市が前年度の収納率を下回っています。
- ·長寿医療制度の開始により収納率が平成19年度を下回っていますが、75歳未満の収納率で比較すると0.1%上回っている状況にありますので、収納率の低下は長寿 医療制度開始の影響によると考えられます。

【(表1)現年度の収納率の順位】

【単位:%】

	保険者名	現年度	前年比	過年度	前年比	年度計	前年比	保険税
1	河内長野市	93.32	-1.07	24.48	8.91	84.92	2.19	
2		91.96	-1.40	19.70	-0.26	83.73	-2.65	
3		91.50	-0.80	8.67	1.07	60.85	-3.41	
4	高石市	91.36	-1.69	3.23	-0.26	53.07	-8.42	
5	高石市高槻市	90.91	-1.81	10.36	-1.03	74.02	-4.92	
6	泉 南 市	90.64	-0.90		1.60	66.91	0.37	
7	和泉市	90.13	-0.80		0.50	66.62	-2.43	
8	泉大津市	89.73	-1.19		2.35	64.84	-5.30	
9		89.71	-2.30		0.43	57.96	-4.45	
	岸和田市	89.45	-1.99		-1.45	63.37	-5.93	
11		89.39	0.04	15.40	6.12	66.70	3.19	
12	堺 市	88.74	-1.10	6.58	0.68	60.76	-3.68	
	箕 面 市	88.54	-1.70	23.15	-3.88	79.11	-4.93	
	枚 方 市	87.97	-2.07		-0.72	65.42	-5.81	
15	大阪狭山市	87.20	-2.58		1.89	63.50	-4.19	
16	交 野 市	87.19	-1.54	10.80	0.79	57.91	-5.72	
	松原市	87.13	-1.25		1.54	61.60	-3.34	
	八尾市	87.05	-2.90		0.92	68.03	-5.30	
	茨 木 市	86.80	-2.06		-0.69	65.71	-3.88	
	柏原市	86.12	-2.06		3.72	69.34	-2.62	
21		86.02	-1.83		0.89	63.77	-3.18	
22	藤井寺市	85.64	-4.69		-2.37	67.85	-6.60	
23	富田林市	85.57	-2.64		0.13	60.67	-3.58	
24	吹田市	85.39	-2.30		-1.15	66.88	-5.69	
	摂 津 市	85.15	-2.22		-1.15	64.21	-4.90	
26		84.08	-3.38		-1.51	61.39	-8.57	
27	守口市	83.46	-2.42		0.77	57.77	-3.54	
	大 阪 市	83.18	-1.52		0.99		-3.93	
29		82.40	-2.29		-0.23	59.52	-6.54	
	大 東 市	82.07	-2.81	3.73	-0.22	41.94	-4.99	
31	東大阪市	80.50	-2.90		-2.24	57.48	-5.33	
	門真市	80.05	0.99		0.87	42.93	-1.23	
33	寝屋川市	79.66	-5.81	15.57	1.86	64.95	-5.71	

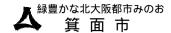
市町村計 85.49 -1.93 8.21 0.37 61.88 -4.39

【(表2)長寿医療制度の開始による収納率への影響】

	全体	75歳未満
平成19年度	90.24%	88.44%
平成20年度	88.54%	88.54%
差	-1.70%	0.10%

75歳未満の収納率を比較すると、平成 19年度と平成20年度はほぼ同じ収納 率です。

全体の収納率を比較すると平成20年度は、 1.7%となっています。 75歳未満の収納率に大きな変化がみられないことから、 1.7%が長寿医療制度に75歳以上の被保険者が移行した影響であると考えられます。



3.保険料の状況

- ・1人あたり保険料で、箕面市は25番目の保険料でした。
- ・1世帯あたりの保険料で、箕面市は27番目の保険料でした。

【1人あたり保険料順】

(単位:円)

(単位:円)

_							(+ <u>U</u> , <u>J</u>)	
				1人あた!)保険料	1世帯あたり保険料		
	保険者名		፭	調定額	対前年 伸率	調定額	対前年 伸率	
1	大阪?	侠山	市	106,486	2.21	191,104	-0.80	
2	寝 屋]]]	市	105,052	9.80	184,381	6.19	
3	藤井	寺	市	103,664	14.62	185,421	11.29	
4	堺		市	99,684	1.20	175,524	-2.73	
5	東大	阪	市	98,996	4.87	173,610	0.67	
6		津	市	98,870	2.06	179,280	-1.42	
7	豊	中	市	98,625	-2.50	166,040	-5.78	
8	阪 i	軥	市	97,257	2.24	179,442	-1.42	
9	茨 :	木	市	97,217	-1.05	168,200	-4.96	
10		冢	市	97,088	4.18	176,897	0.14	
	-	Ξ	市	97,038	-3.64	165,404	-7.91	
	河内-	長野	市	96,787	4.13	172,882	-0.08	
13	富田	林	市	95,772	5.22	172,847	1.88	
14	柏	京	市	94,635	4.84	173,050	2.27	
15	和	泉	市	93,697	1.09	181,328	-1.23	
16	高	石	市	93,621	1.31	169,071	-1.30	
17	松	京	市	92,036	1.92	168,680	-1.18	
18	八	毣	市	91,887	0.90	166,423	-2.03	
19	交!	野	市	91,820	-9.13	164,451	-12.57	
20	四條	畷	市	91,118	-0.81	166,778	-3.18	

年 率).29 .79 3.29
.79
29
,. <u>~</u> 7
3.19
.17
1.02
.39
.83
1.95
5.48
.69
).96
).98

4. 平成21年度の本算定と収納状況

- ・保険料の増額に関する苦情等は、50件未満でした。(納付書の送付は、約2万通)
- ·保険料減免の申請件数が、平成20年度より40件増加しています。離職や収入の減少などによるものです。
- ·8月の現年度分の収納額が平成20年度と比較して減少していますが、前納報奨金の廃止により各期納付に変更した被保険者がおられるため、単純に比較することは困難です。
- ·保険料の収納額から見ると、平成21年8月と9月に大きく前年を下回っているものの 10月以降収納額が前年度を超えています。今後、この傾向が続くと考えています。

【収納額の状況】

		現 中 度 分							
	平成19年度	平成20年度	平成21年度						
4月	193,554	198,038	185,190						
5月	497,295	351,501	346,613						
6月	153,641	131,312	132,910						
7月	148,271	125,917	143,004						
8月	584,483	384,048	335,680						
9月	771,218	595,014	566,753						
10月	185,464	167,708	176,027						
11月	166,425	147,846	179,442						
12月	165,276	146,370	179,216						
1月	159,824	153,728							
2月	158,216	133,229							
3月	159,021	163,446							
4月	129,143	111,314							
最終	19,189	10,627							
計	3,491,020	2,820,098	2,244,835						

対前年	
H21-H20	
-12,848 -4,888 1,598 17,087 -48,368 -28,261 8,319 31,596 32,846	
-2,919	

(単位:千円)

平成21年度12月末までの収納額

		滞納年度分	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度
4月	6,583	5,945	8,522
5月	5,652	6,153	7,990
6月		18,922	23,423
7月	12,373	13,311	14,041
8月	9,842	11,418	14,059
9月	7,401	8,703	14,487
10月	13,508	15,085	12,575
11月		8,552	8,899
12月	9,428	10,374	9,300
1月	7,579	9,601	
2月	6,313	8,026	
3月	7,329	8,164	
4月	0	0	
最終	0	0	
計	113,712	124,254	113,296

双則牛
H21-H20
2,577
1,837
4,501
730
2,641
5,784
-2,510
347 -1.074
-1,074
14,833

平成21年度12月末までの収納額

5. 収納対策(臨戸訪問)

- ·対象件数の1,740件のうち、1,695件(約97%)の臨戸訪問を実施しました。
- ・訪問した対象者のうち523件(約31%)の被保険者に納付誓約をいただきました。
- ・納付誓約金額は、26,304千円です。

		4		<u>.</u>	
対象者	実施月	滞納者	訪問件数	訪問済 件数	納付誓約 件数
滞納額50万円超	5月、6月	721	450	450	197
滞納額20万円以上 50万円以下	7月、8月	634	528	528	217
滞納額10万円以上 20万円以下	9月、10月	931	610	610	98
現年滞納額 10万円以上	12月	152	152	107	11
計		2,438	1,740	1,695	523

訪問対象の基準

納付が全くされていないもの 納付が中断しているもの 納付誓約どおりに納付が続いて いないもの

対象者	納 付 蓄 約 件 数 及 び 納 付 額						計		
XJSK1E	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	āl
滞納額50万円超	17 件	79 件	32 件	9 件	23 件	13 件	9 件	15 件	197 件
市制領30万円地	895千円	2,458千円	4,368千円	1,933千円	1,869千円	420千円	176千円	370千円	12,489千円
滞納額20万円以上	2 件	件	26 件	67 件	44 件	54 件	18 件	6 件	217 件
50万円以下	25千円	円	593千円	2,560千円	5,796千円	1,615千円	1,206千円	150千円	11,945千円
滞納額10万円以上	件	件	件	件	35 件	56 件	5 件	2 件	98 件
20万円以下	円	円	円	円	572千円	940千円	52千円	40千円	1,604千円
現年滞納額	件	件	件	件	件	件	件	11 件	11 件
10万円以上	円	円	円	円	円	円	円	266千円	266千円
計	19件	79件	58件	76 件	102 件	123 件	32 件	3 4 件	523 件
āl	920千円	2,458千円	4,961千円	4,493千円	8,237千円	2,975千円	1,434千円	826千円	26,304千円

6. 収納対策(コールセンター、口座振替)

.箕面市納付コールセンターの状況

	電話数				連絡後の
	架電数	架電のうち 着信数	文書通知数	連絡数	納付金額 (単位:千円)
				; +	
7月	957	293	285	1,242	3,522
8月	760	282	289	1,049	4,791
9月	672	199	244	916	1,162
10月	1,145	344	317	1,462	1,889
計	3,534	1,118	1,135	4,669	11,364

- ・7月から10月は、平成21年度の第3期から第6期の督促状発送の対象者あてに電話連絡をしました。
- ・連絡後の納付金額は、4ヶ月間で約1千1百万円となっています。
- ・11月以降は、過年度の未納保険料も納付のご案内を差し上げています。
- ・12月の納付の督励期間には、夜間のご連絡も実施しました。

.口座振替勧奨の実施

口座振替のメリット

- ・納期限に指定の口座から自動で保険料の 振替が実施されます。
- ・納期限までに金融機関に出向〈必要がな 〈なります。



口座振替の利用を増やすために

- ・市の窓口での口座振替の受付を開始
- ・勧奨通知を実施(5月、8月、11月)
- ・勧奨通知を平成22年1月、3月に送付予定

7.延滞金について

・平成22年1月から保険料の未納のかたに送付する「督促状」「催告状」から延滞金を 含めて納付をお願いします。

. 延滞金のこれまでの扱い

・保険料については、加入者に低所得者・高齢者が多く、また税と異なり保険料の未納のペナルティとして「短期証」や「資格者 証」の交付措置があること、国保条例に減免規定がなく個々の事情に応じた対応ができなかったことから、保険料の納付を 優先として、延滞金の徴収は行ってきませんでした。

. 延滞金の徴収を開始する理由

- ・「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が、平成21年法律第36 号として公布され平成22年1月1日から施行されます。これは、厳しい経済状況を受け支払に困窮している者に配慮し、延滞 金を計算する利率の軽減(本来7.3%を4.3%とする特例期間を1か月から3か月に延長)を図るものです。
- ·厚生労働省より社会保険料全般の延滞金の軽減措置が図られることから、国保の延滞金は条例規定であるので特段の配慮の要請がありました。

これを受けて、国保条例の延滞金の利率軽減を行うとともに、条例に減免規定を設け個々の事情に対応できるようにし、保険料を納付されている被保険者との公平性を確保します。

.条例改正の内容(平成21年12月の議会で条例改正を実施)

条例改正前

延滞金の利率の特例期間:1か月

延滞金の減免規定:なし



条例改正後

延滞金の利率の特例期間:3か月

延滞金の減免規定: あり

8. 点検業務の強化・納付利便性の向上

. 点検業務の状況

病院などに通院された時に作成される診療報酬明細書について、次の点検を行っています。 資格過誤(会社の健康保険に加入済みであるのに市国保の脱退の手続を行っておらず市国保の 保険証を使用したもの)

過誤調整(診療報酬明細書の内容に修正などがあるもの)

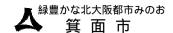
(金額:千円)

				() 			
	総点検枚数	総点検枚数 過誤枚数	過誤金額	うち、資格過誤の分		うち、過誤調整の分	
				枚数	金額	枚数	金額
平成17年度	424,202	9,966	78,256	5,373	56,333	4,593	21,923
平成18年度	451,027	8,822	83,514	5,593	65,687	3,229	17,827
平成19年度	474,178	7,730	84,585	5,314	74,290	2,416	10,295
平成20年度	498,872	7,327	102,697	4,820	82,035	2,507	20,662
平成21年度	249,570	3,373	41,195	2,159	32,310	1,214	8,885

平成21年度は、4月から10月分の集計

·納付利便性の向上

- a.コンビニエンスストアでの保険料の納付
 - ・平成22年度の本算定保険料からコンピニエンスストアでの保険料の納付ができるよう作業を開始しました。(コンビニエンスストアでの納付1件に付き約60円を国保財政で負担します。)
- b.パソコンや携帯電話からの保険料の納付
 - ・パソコンや携帯電話からの保険料の納付について検討を開始しました。



9. 広報·啓発

国保制度のお知らせ、健康の維持増進、医療費の抑制、保険料の収納率アップを目的として実施しています。

.もみじだよりに特集記事を掲載

5月号 国民健康保険の健全化を目指して

6月号 40歳すぎたら「特定健診」

8月号 平成21年度の保険料について

10月号 被保険者証の一斉更新について

11月号 出産育児一時金の給付方法が変更になりました

12月号 保険料の納め忘れはありませんか 3月号 ジェネリック医薬品について(予定)

.チラシによる啓発

- a.箕面市国民健康保険からのお知らせ
 - ・仮算定及び本算定の通知書に同封
 - ・平成21年度の変更点などを説明
- b.「健康づくり」
 - ・健康づくりに関する催しなどの情報を集約したチラシを 作成し、本算定通知書に同封
- c.ジェネリック医薬品
 - ·ジェネリック医薬品希望カードとチラシを被保険者証の 更新時に同封

箕面市国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険の健全化をめざして

~これからも安心して医療が受けられるように~

40歳 「特定健診」

メタボが気になるかたも、 健康自慢のかたも特定健診を受診しましょう!

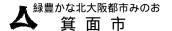
国民健康保険からのお知らせ ~平成21年度の保険料~

保険料を記載した通知書を8月上旬に 加入者の各世帯あて送付します。

圖国保年金課☎724・6734
■724・6734







10.政令改正への対応について

. 平成22年度の制度改正への対応

・保険料の上限額(限度額)の引き上げ(4万円)が予定されています。

(基礎分:47万円 から 50万円に引き上げ)

支援分:12万円 から 13万円に引き上げ

介護分:10万円で変更なし

40歳未満または65歳以上の被保険者

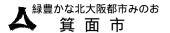
限度額:59万円 63万円

40歳以上65歳未満の被保険者

限度額:69万円 73万円

. 引き上げの目的

・上限額に達していた世帯に賦課できなかった保険料は、上限額に達していない世帯 に再配分されているが、上限額の引き上げにより再配分の割合が小さくなり、中間 所得層の保険料の負担を軽減できます。



11.保険料率(案)について

- . 平成20年度の運営協議会の結論(答申)
- ・保険料の総額を1億円引き上げます。
- ·所得割の保険料の保険料率を<u>二段階から一段階に変更</u>します。

平成20年度の料率

	十成20千度07种					
	区分		基礎	支援	介護	計
L	所得割	400万超	6.00%	1.50%	1.60%	9.10%
	UI IO EII	400万以下	4.50%	1.10%	0.80%	6.40%
	均等割		44,400	12,000	12,000	68,400
	限度額		470,000	120,000	90,000	680,000
	調定額	31.9億円	被保険者数	35,314人	1人あたり 保険料	90,193

平成21年度の料率

十/以 2 1	午段の科学				
区分		基礎	支援	介護	計
所得割	400万超	6.00%	2.10%	2.10%	10.20%
गाजन	400万以下	4.75%	1.72%	1.72%	8.19%
均等割		39,300	12,600	14,400	66,300
限度額		470,000	120,000	100,000	690,000
調定額	33.4億円	被保険者数	35,059人	1人あたり 保険料	95,278

平成22年度の料率(案)

区分	十度の作中	基礎	支援	介護	計
所得割		5.20%	1.90%	1.90%	9.00%
均等割		39,300	12,600	14,400	66,300
限度額		500,000	130,000	100,000	730,000
調定額	34.8億円	被保険者数	34,989人	1人あたり 保険料	99,578

平成22年度の保険料率等は、平成21年中の所得の確定後の 本算定の計算実施時に再度計算を行います。

12.世帯別の保険料の比較

・総所得33万円(給与収入で年収98万円)以下の世帯は、平成21年度と保険料は 同額となります。

1人世帯			
総所得	H21年度	平成21年度 との差	
	(1)	(2)	(3):(2)-(1)
330,000	19,890	19,890	0
2,080,000	209,625	223,800	14,175
4,000,000	366,873	396,600	29,727
6,000,000	545,970	554,470	8,500
8,000,000	669,500	668,140	-1,360
10,000,000	690,000	730,000	40,000

2人世帯			
総所得	H21 年度	平成21年度 との差	
	(1)	(2)	(3):(2)-(1)
330,000	39,780	39,780	0
2,080,000	275,925	290,100	14,175
4,000,000	433,173	462,900	29,727
6,000,000	588,800	603,440	14,640
8,000,000	690,000	707,440	17,440
10,000,000	690,000	730,000	40,000

3人世帯(世帯主、配偶者、子ども1人)						
総所得	H21年度	平成21年度 との差				
	(1)	(2)	(3):(2)-(1)			
330,000	52,236	52,236	0			
2,080,000	317,445	331,620	14,175			
4,000,000	474,693	504,420	29,727			
6,000,000	620,240	634,880	14,640			
8,000,000	690,000	730,000	40,000			
10,000,000	690,000	730,000	40,000			

4人世帯(世帯主、配偶者、子ども2人)						
総所得	H21 年度	平成21年度 との差				
	(1)	(2)	(3):(2)-(1)			
330,000	60,021	60,021	0			
2,080,000	343,395	357,570	14,175			
4,000,000	500,643	530,370	29,727			
6,000,000	639,890	654,530	14,640			
8,000,000	690,000	730,000	40,000			
10,000,000	690,000	730,000	40,000			

子ども以外は、介護保険の第2号被保険者として保険料を計算

13. 所得階層別の保険料の比較

- ・総所得33万円以下の世帯の保険料は、平成21年度と同額となります。
- ・被保険者1人あたり約4千円の保険料の増額となります。
- ・世帯平均では、約8千円の保険料の増額となります。

च्य ⊏ी: २ 1	午中の62900日よ	世帯構成別の保険料
. ``` ⊓v.∠	4 ほのがほぼに	

. 平成21年度の所得階層・世帯構成別の保険料							
総所得額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯			
0	19,890	39,780	(2+1) 52,236	(2+2) 60,021			
330,000	19,890	39,780		60,021			
575,000	_						
680,000	73,106 81,705	86,366 134,745		120,101 128,700			
820,000	106,431	146,211		140,166			
1,030,000	123,630	163,410		157,365			
1,065,000	126,497	192,797		160,232			
1,310,000	146,562	212,862					
1,380,000	152,295	218,595		246,051			
1,555,000	166,628	232,928					
1,730,000	180,960	247,260		274,716			
2,080,000	209,625	275,925		343,395			
2,430,000	238,290	304,590	346,110	372,060			
3,000,000	284,973	351,273	392,793	418,743			
3,500,000	325,923	392,223	433,743	459,693			
4,000,000	366,873	433,173	474,693	500,643			
4,500,000	411,240	476,370		543,840			
5,000,000	462,240	516,870		579,890			
5,500,000	505,470	557,370		609,890			
6,000,000	545,970	588,800		639,890			
6,500,000	579,500	618,800	650,240	669,890			
7,000,000	609,500	648,800		690,000			
7,500,000	639,500	678,800		690,000			
8,000,000	669,500	690,000	690,000	690,000			
8,500,000	690,000	690,000	690,000	690,000			
9,000,000	690,000	690,000	690,000	690,000			
9,500,000	690,000	690,000	690,000	690,000			
10,000,000	690,000	690,000	690,000	690,000			
10,000,001							

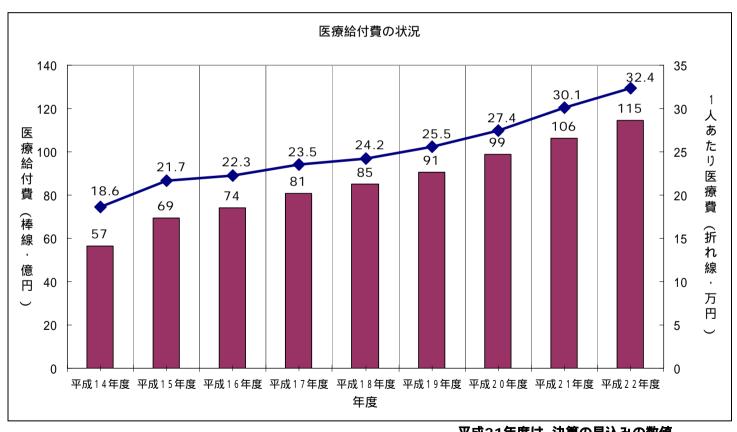
平成22年度の所得階層・世帯構成別の保険料(案)

				4人世帯
総所得額	1人世帯	2人世帯	3人世帯 (2+1)	(2+2)
0	19,890	39,780	52,236	60,021
330,000	19,890	39,780	52,236	60,021
575,000	75,090	88,350	109,110	122,085
680,000	84,540	137,580	118,560	131,535
820,000	110,400	150,180	131,160	144,135
1,030,000	129,300	169,080	202,296	163,035
1,065,000	132,450	198,750	205,446	166,185
1,310,000	154,500	220,800	227,496	248,256
1,380,000	160,800	227,100	233,796	254,556
1,555,000	176,550	242,850	284,370	270,306
1,730,000	192,300	258,600	300,120	286,056
2,080,000	223,800	290,100	331,620	357,570
2,430,000	255,300	321,600	363,120	389,070
3,000,000	306,600	372,900	414,420	440,370
3,500,000	351,600	417,900	459,420	485,370
4,000,000	396,600	462,900	504,420	530,370
4,500,000	441,600	499,870	541,390	567,340
5,000,000	483,470	535,370	576,890	602,530
5,500,000	518,970	570,870	608,880	628,530
6,000,000	554,470	603,440	634,880	654,530
6,500,000	589,970	629,440	660,880	680,530
7,000,000	616,140	655,440	686,880	706,530
7,500,000	642,140	681,440	712,880	730,000
8,000,000	668,140	707,440	730,000	730,000
8,500,000	694,140	730,000	730,000	730,000
9,000,000	720,140	730,000	730,000	730,000
9,500,000	730,000	730,000	730,000	730,000
10,000,000	730,000	730,000	730,000	730,000
10,000,001	730,000	730,000	730,000	730,000

. 平成21年度と平成22年度(案)の保険料の差額						
総所得額	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯		
がいけっては	一人后书	2人區市	(2+1)	(2+2)		
0	0	0	0	0		
330,000	0	0	0	0		
575,000	1,985	1,985	1,985	1,985		
680,000	2,835	2,835	2,835	2,835		
820,000	3,969	3,969	3,969	3,969		
1,030,000	5,670	5,670	5,670	5,670		
1,065,000	5,954	5,954	5,954	5,954		
1,310,000	7,938	7,938	7,938	7,938		
1,380,000	8,505	8,505	8,505	8,505		
1,555,000	9,923	9,923	9,923	9,923		
1,730,000	11,340	11,340	11,340	11,340		
2,080,000	14,175	14,175	14,175	14,175		
2,430,000	17,010	17,010	17,010	17,010		
3,000,000	21,627	21,627	21,627	21,627		
3,500,000	25,677	25,677	25,677	25,677		
4,000,000	29,727	29,727	29,727	29,727		
4,500,000	30,360	23,500	23,500	23,500		
5,000,000	21,230	18,500	18,500	22,640		
5,500,000	13,500	13,500	18,640	18,640		
6,000,000	8,500	14,640	14,640	14,640		
6,500,000	10,470	10,640	10,640	10,640		
7,000,000	6,640	6,640	6,640	16,530		
7,500,000	2,640	2,640	22,880	40,000		
8,000,000	-1,360	17,440	40,000	40,000		
8,500,000	4,140	40,000	40,000	40,000		
9,000,000	30,140	40,000	40,000	40,000		
9,500,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
10,000,000	40,000	40,000	40,000	40,000		
10,000,001	40,000	40,000	40,000	40,000		
		•	•			

14. 医療費の状況

- ・平成20年度との比較で、平成21年度は医療費の総額で約7億円の伸びです。
- ·平成21年度と平成22年度の比較では、医療費の総額で約9億円の伸びが見込まれます。



平成21年度は、決算の見込みの数値 平成22年度は、平成22年度当初予算の数値

15. 障害者市民施策の基本的な考え方

【基本理念】ノーマライゼーションの推進

ノーマライゼーションの考え方とは、「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除する社会は弱くもろい社会であり、 すべての人々が支え合いともに暮らす社会こそが正常な社会である。」(国際障害者年行動計画) ノーマライゼーションの考え方は、障害者施策にとどまらずまちづくり全体の課題。

【基本目標1】パリアフリー社会の実現

一般施策を障害の有無に関わらず利用できるものにする。

【基本目標2】ライフステージに応じた 総合的施策展開

特別の困難を解消するために障害者を対象とする支援を行う。

障害者関連施策は、「まちづくり全体の課題」 増大するニーズに対応し、限られた財源を最大限に有効活用する

一般施策は、障害の有無に関わらず利用できるものとして有効かの視点で検証が必要

一般施策側からのアプローチ

障害者施策は、特別の困難を解消するために有効な 施策であるかといった視点で検証が必要

> 障害者施策側からの アプローチ

16. 障害者市民施策の全体像

一般施策側からのアブローチ

障害者市民が一般市民と比較して利用しに〈〈なっている状態の解

・公共施設のバリアフリー化。

・大阪府福祉のまちづくり条例に基づく民間事業者への指導 障害者市民が当たり前の生活を送るうえで、一般市民と比較して 障害特性に応じた支援や配慮が必要な場合、それらを講じることで

- 一般市民と同様の権利を実現
- ・一般就労の支援
- · 障害者就労対策事業(市長表彰)
- · 障害者雇用事業所金利軽減事業
- ·障害者就労対策事業(雇用センター運営補助)
- ・保育所、幼稚園、学校教育における障害児加配
- ・学校教育における障害児送迎事業
- ・福祉住宅の整備
- ・市営住宅における優先倍率の実施
- ・行政情報のバリアフリー化(点訳、音訳)
- ・市が実施する講座、イベント等における手話通訳、要約筆記が 確保されるよう推進

障害者市民への理解を促進

- ・各種啓発活動(講座の開催、広報紙に啓発記事の掲載など)
- ・あんしん賃貸支援事業

国府の財源を確保しながら 財政力に応じ推進

障害者市民の負担を一般市民と比べて軽減

- ·身体障害者、知的障害者医療費助成事業
- ・上下水道料金の障害者減免

・国民健康保険料の障害者減免

- ·(各種税金における障害者控除)
- ・公共施設の利用料金の障害者減免
- 市営住宅の障害者減免
- ·自動車運転免許取得助成

妥当性の再検討

|必要性や対象範囲の精査

喧害者旅策側のアブローチ

相談·情報提供

- ・在宅ケアセンターによる相談支援
- ・相談支援事業者による相談支援 · 発達相談 · 教育相談
- ・えいど丁房での福祉用具相談

障害特性に応じたサービス提供

- ・自立支援法による訪問系サービス
- ·短期入所
- ·日中一時支援
- ・グループホーム ・ケアホーム
- ·施設入所支援
- ·補裝具、日常生活用具
- ·移動支援
- ・コミュニケーション支援
- ・入浴サービス
- ·配食サービス ·緊急通報機器の設置
- ・福祉予約(ディマンド)バス
- あかつき福祉会助成

日中活動・福祉的就労の場の確保

- あかつき円(旧法通所授産)
- ・ワークセンターささゆり(生活介護)
- ・パオみのお(地域活動支援センター型)
- ・わんすてっぷ(地域活動支援センター型)
- ・光明の郷ケアセンター(地域活動支援センター型)
- ·小規模通所授産施設 · 障害者福祉作業所
- ・その他通所系サービス

雇用の場の確保

2

3

4

- ·障害者雇用助成対象事業所助成
- ·障害者事業団運営助成
- 文化・芸術・スポーツ活動など
- ・ささゆり園での各種教室等

持続可能な制度へ

||必要性や対象範囲の精査

・バリアフリースポーツ、体育大会等||国府の財源を確保しながら

所得保障(金銭給付)

- ·特別障害者手当、障害児福祉手当
- ·(特別児童扶養手当)
- (大阪府重度障害者介護手当)
- ·(障害基礎年金)

障害者であることで、一般市民と比べて多くの費用負担が発生す る場合の軽減策

- ·身体障害者手帳診断料助成
- ·早期療育機能訓練の医療費助成
- ·自立支援医療
- ・個室入院料差額室料の助成
- ・紙おむつの給付
- ・ごみ袋の福祉加算
- ·住宅改造助成
- ·自動車改造助成

国民健康保険の障害者減免

- ・位置付け
 - 「一般施策」の「個別給付的施策」

見直しの方向性

- a.妥当性の再検討
- b.廃止・縮小を含め、必要性や対象 節囲の精査

17. 平成21年度の障害者減免の状況

. 平成21年度の障害者減免の状況

【減免の世帯数と減免額】

4	障害者減免の 適用を受けている 世帯数	障害者減免の 金額	
	1,205	55百万円	

障害者減免の対象

- 1 身体障害者手帳の交付を受けているもの。
- 2 療育手帳の交付を受けているもの。
- 3 戦傷病者手帳の交付を受けているもの。
- 4 被爆者手帳の交付を受けているもの。

【平成20年 国保運協の答申内容】

減免対象となる世帯の所得を500万円以下とします。

減免割合の見直しは、現行の6割にとどめます。

見直しは、対象世帯の保険料の負担の影響に配慮し段階的に実施します。

障害の程度に応じた減免率の導入を検討します。

について

減免対象の1,205世帯中の49世帯(世帯所得が500万円超)について減免の適用がな〈なります。 所得区分の見直しにはなりますが、国保財政への効果は少ないです。

について

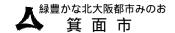
見直しの効果額は、約2千万円です。

について

障害者の減免の見直しは、平成21年度の実施を見送り現行の制度を維持しています。平成22年度からの 見直しを検討しています。

について

障害の程度に応じた障害者減免の仕組みを検討しました。



18. 障害者減免の見直し案

. 世帯の所得による減免

- ・現行制度の減免率と対象所得の見直しとなります。
- ・減免率を現在の6割に縮小します。
- ・世帯の所得500万円超の世帯を減免の対象外としています。

. 障害者本人の障害の程度による均等割保険料の減免

- ・障害者本人の均等割保険料を減免の対象としました。
- ・障害者本人の障害の程度(重度・中度・軽度)により減免率を設定しています。

. 障害者本人の障害の程度による均等割保険料と世帯の所得による所得割の減免

- ・障害者本人の均等割保険料と世帯の所得割保険料を減免の対象としました。
- ·均等割保険料は、障害者本人の障害の程度(重度·中度·軽度)により減免率を 設定しています。
- ・所得割保険料は、世帯の所得により減免率を設定しています。